

瀬戸市地域公共交通計画策定業務にかかる実施要領等の確認

瀬戸市地域公共交通網形成計画は、令和8年度を計画の最終年度としており、より良い公共交通の構築に取り組んでまいりました。

令和9年度以降もこの計画の理念を継承し、持続可能な交通サービスを実現するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通会議が主体となり、瀬戸市地域公共交通計画の策定を予定しています。

つきましては、この策定業務をコンサルタント等の事業者へ発注するにあたり、**公募型プロポーザル方式**での業者選定を行いますので、以下の3点のご確認をお願いいたします。

1. 公募型プロポーザル実施要領

⇒プロポーザルを実施する際のルール

2. 瀬戸市地域公共交通計画策定業務仕様書

⇒計画の策定にあたり業務の内容を記した仕様書

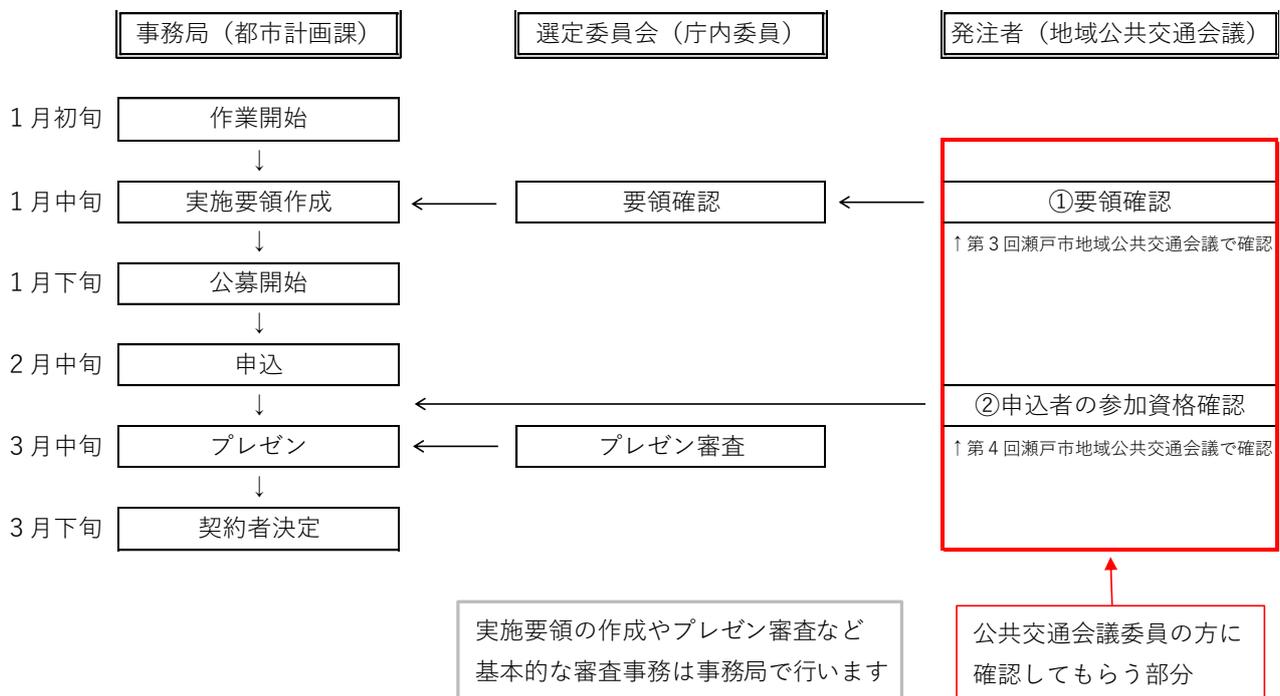
3. 瀬戸市地域公共交通計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱

⇒プロポーザルの業者選定を行う委員会の設置要綱

同封資料をご確認の上、賛否を別添書面表決書に記載しご返送ください。上記の各種要領等は瀬戸市のプロポーザルガイドラインに準拠しています。

ご不明な点等がございましたら都市計画課三輪・高橋までご連絡ください。

◎確認してもらう内容と今後のスケジュールのイメージ



公募型プロポーザル実施要領

1 業務等の概要

- (1) 業務名称 瀬戸市地域公共交通計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「瀬戸市地域公共交通計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 履行場所 瀬戸市内
- (5) 提案上限額 11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格確認申請書提出期限において、令和6・7年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加資格者名簿に本案件の営業種目（（大分類）03役務の提供（中分類）07調査委託の登録があること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) 公告日より5年以内に工期が含まれる公共交通計画（網形成計画も含む）、本件と類似する業務実績を有すること。
- (8) 管理技術者は、技術士（建設部門；都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

3 スケジュール

(1) 公告日	1月30日
(2) 質疑提出期限	2月 9日
(3) 質疑回答日	2月10日
(4) 参加資格確認申請書提出期限	2月20日
(5) 参加資格確認通知日	3月 6日
(6) 提案書提出期限	3月16日
(7) 選定委員会開催日	3月26日 (予定)
(8) 審査結果通知日	3月27日 (予定)
(9) 契約締結日	4月 1日 (予定)
(10) 業務開始日	4月 2日 (予定)

4 実施要領等の閲覧及び配布方法

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市都市整備部都市計画課計画係
電話 0561-88-2680 FAX 0561-88-2695
メールアドレス tokei@city.seto.lg.jp
- (2) 本プロポーザルに係る実施要領等の入手方法
瀬戸市ホームページからダウンロードすること。
記事名 「瀬戸市地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル」
アドレス <http://www.city.seto.aichi.jp/>

5 質疑及び回答

- (1) 提出期限
令和8年2月9日 午後5時15分まで
- (2) 提出場所
瀬戸市役所都市整備部都市計画課計画係(電話 0561-88-2680)
- (3) 提出方法
質問票(第9号様式)に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。
送付先: tokei@city.seto.lg.jp
- (4) 回答期日
令和8年2月10日
- (5) 回答方法
瀬戸市ホームページに回答を掲載する。

6 参加資格確認申請

(1) 提出期限

令和8年2月20日 午後5時15分まで

(2) 提出方法

参加資格確認申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

送付先：tokei@city.seto.lg.jp

(3) 参加資格確認通知日

令和8年3月6日

(4) 通知方法

申請者に対し、電子メールにより参加資格確認通知書を送信する。

7 提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和8年3月16日 午後5時15分まで

(2) 提出場所

〒489-8701 愛知県瀬戸市迫分町64番地の1
瀬戸市役所都市整備部都市計画課計画係

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出期限までに提出されなかった提案書は無効とする。

提出期限までに、提案書及び必要書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4) 提出書類及び部数

ア 提案書 正本1部、副本8部

(ア) 表紙（第5号様式）

(イ) 業務実施体制（第10号様式）

(ウ) 企画提案書（第11号様式）

イ 見積書 正本1部

ウ アの電子媒体（DVD等）

(5) 作成に当たっての注意事項

ア 提案書

(ア) サイズは、原則として日本産業規格A列4番(以下「A4サイズ」という。)とする。

- (イ) 複数ページに渡る書類は、それぞれの書類ごとにホチキス等で綴じた簡易製本にすること。A4サイズ以上の紙を使用した場合は、製本する際にA4サイズに揃えること。
- (ウ) 正本と副本の提出がある書類について、正本は提案者名を記載し、副本には提案者名が特定できるような記載、表現、ロゴ等は使用しないこと。
- (エ) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (オ) 提出書類等の内容が仕様を満たしていない場合には、本市より期限を設定したうえで修正と再提出の指示をする。提案者がこれに応じない場合には提案を無効とする。
- (カ) 提案者1者につき1提案に限る。

イ 見積書

- (ア) 見積書の金額に「¥」または「金」を付すこと。
- (イ) 見積書は封筒に入れ、封筒表面に「(宛先) 瀬戸市長」及び「件名」を記入し、封筒裏面に住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、代表者印を押印すること。また、継目に3か所封印を押すこと。
- (ウ) 見積金額に対して消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出した消費税及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするため、提案者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を見積書に記載すること。
- (エ) 内容に金額の内訳を記載すること。

(6) 提案書の取扱い

- ア 提出された提案書の内容変更等は、原則として認めない。
- イ 提出された提案書は、返却しない。
- ウ 提出された提案書は、契約候補者の決定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用しない。
- エ 実施要領にて示したものの以外の資料は受理しない。
- オ 提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- カ 提出された提案書に含まれる著作権及び特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(7) 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア 参加資格を有しない者が提出した提案書

- イ 記載事項を判読できない提案書
 - ウ 参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者が提出した提案書
 - エ 虚偽の事項が記載された提案書
 - オ 提案上限金額を超過した金額を記載した提案書
 - カ 不正な利益を図る目的で、市の職員又は選定委員会の委員と接触した者が提出した提案書
 - キ 実施要領で定める期限までに提出されなかった提案書
 - ク その他実施要領で定める条件に違反した提案書
- (8) その他
- 必要に応じて提出書類の追加又は変更を指示し、提出を求めることがある。

8 契約候補者の選定

(1) 選定方法

ア 選定委員会において、提案者から提出された提案書及び提案者からのプレゼンテーションにより、「評価項目及び評価点数、評価基準」に基づき、提案の評価及び審査を行い、契約候補者を選定する。

イ 選定委員会の委員は、非公開とする。

(2) 評価項目及び評価点数、審査基準

ア 評価項目及び評価点数、審査基準については、別紙「評価基準表」による。

イ 評価点数の合計が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日時は、令和8年3月26日を予定しており、時間及び場所等の詳細については別途通知する。

イ 実施時間は、提案者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答5分程度とする。

ウ 出席者は3名以内とし、本業務を担当する予定の業務担当責任者は必ず出席すること。

エ プレゼンテーションは提案書により行い、追加資料の配布は認めない。

オ プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

9 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格とし、別途、瀬戸市指名停止取扱要領に基づき、指名停止措置を講じることがある。

(1) 市の職員又は選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(2) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- (3) 契約候補者の決定までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 0 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知する。

- ア 業務名称
- イ 契約候補者
- ウ 当該提案者の評価点数

(2) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表する。

- ア 業務等の名称
- イ 業務内容及び契約期間
- ウ 契約候補者の名称及び所在地
- エ 提案者数及び審査結果

1 1 契約手続き

(1) 契約の協議

決定した契約候補者に対して、当該業務等に係る仕様を定めるための協議を行う。

協議の結果、当該業務に係る仕様が決定した場合、見積書の徴収を行い、予定価格の範囲内で契約金額を決定する。

なお、提出された提案書の内容は、今回の契約において拘束力を持つものとするが、公正性及び透明性の確保を図るため、原則として、あらかじめ実施要領等で示した事項の変更は認めない。

(2) 契約候補者との契約の締結

契約候補者を契約の相手方として決定した場合、令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結する。

(3) 契約候補者との協議が不調の場合

契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は、契約を締結するものとする。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合

は、失格とし、第3位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

瀬戸市役所都市計画課 公告日から提案書提出期限まで

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金に関する事項

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第30条の規定による。

1.2 その他

(1) 提案書の提出及び見積並びに契約に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則等関係法令を遵守すること。

(2) 提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加資格確認申請書及び提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（第8号様式「辞退届」）により届け出ること。

(4) 提出書類は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する場合がある。

(5) 令和7年度3月議会にて令和8年度予算が議決されなかった場合、本入札は無効となる。

1.3 担当部署及び問い合わせ先

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市役所都市整備部都市計画課計画係

電話 0561-88-2680 FAX 0561-88-2695

メールアドレス tokei@city.seto.lg.jp

瀬戸市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1 業務の目的

本市では、現在上位計画である第6次総合計画や都市計画マスタープラン、都市交通マスタープランを関連計画と位置づけ、各都市機能を有機的に連携する「多極ネットワーク型コンパクト構造」を目指す実施計画として令和元年に地域公共交通網形成計画を策定し、各交通施策を実施しています。

近年、本市を取り巻く社会状況は変化し、人口減少や高齢化の進展も加速する中でこれまでの施策では対応することができない状況に直面しています。これらの状況に対応するため、現在策定中の次期将来計画を上位計画とし、関連計画の都市交通マスタープランを都市計画マスタープランに取り込むことで、より都市計画を含めた広い視点で見るとともに、立地適正化計画とも連携した新しい交通計画を策定する必要があります。

なお本市では、基幹バス3路線（自主路線除く）及びコミュニティバス8路線などが運行されており、利用者は増加傾向にあるものの燃料費及び人件費上昇にともなう運行経費の増加により、収支状況改善に向けた取組が急務となっています。具体的には、運行経費に対する収入のアンバランス解消、低収支路線の抜本的見直し及び公共交通空白地域の解消（公共交通人口カバー率の上昇）などが挙げられます。

今回策定する計画においては、これら課題解決に向けた取組やプロセスの提示を含め、持続可能な交通施策の方針策定を目的としています。

2 業務の対象範囲

瀬戸市全域とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

(1) 瀬戸市地域公共交通網形成計画の評価

現行計画に定めた目標値と実績値を比較し、達成状況の評価を行う。

(2) 公共交通の課題整理、分析

ア 公共交通の現状、課題整理

公共交通の現状を把握するため、令和7年度に実施したアンケート結果や交通手段ごとの運行状況、利用状況、経営状況や交通結節機能の整備状況等を整理する。また、地理的条件、道路網の状況、人口動態、施設（商業、医療、公共、観光等）の立地状況等を把握し、地域特性を整理する。

イ 課題の分析、対応方針の検討

(2)アで整理した内容及びこれまでに実施した各種調査結果等を踏まえ、まちづくりや観光、福祉等と連携した面的な公共交通ネットワーク形成の観点に基づく公共交通の課題を整理、分析し、対応方針について検討する。

ウ 地域住民からの意見聴取

地域住民との懇談会（5回程度）を実施し、広く公共交通について意見を聴取する

エ 企業アンケート調査

市内に立地する企業における従業員の通勤実態や公共交通利用に対する意識等を把握するため、5者程度アンケート調査を実施する。

(3) 公共交通の基本方針、目標設定

ア 基本方針の検討

(2)の結果を踏まえ、本市の上位計画及び関連計画（都市計画マスタープラン、立地適正化計画等）との連携・整合性を図りつつ、本市公共交通に関する基本方針について検討する。

イ 区域、計画期間、目標の検討

(3)アで検討した基本方針に関して、区域、計画期間、目標設定について検討する。

(4) 目標実現のための施策の検討

ア 施策・実施主体の検討

(3)で検討した基本方針及び目標を実現するための具体的な施策について検討する。公共交通ネットワークの再編にあたっては、広域基幹バス、市内基幹バス、生活交通の路線、ダイヤ等に関して、地域住民、実施主体との調整を行い検討する。

特に検討を要する項目として

- ・コミュニティバス運行内容見直し基準の作成
- ・上記に基づく採算の低い路線の運行方法見直し案の作成
- ・共助の考え方を基に、地域住民の協力による持続可能な運行スキームの作成（市の関わり方も含む）
- ・料金値上げを見据えた利用者及び料金シミュレーション

イ 達成状況の評価の検討

計画の達成度の評価方法、評価実施スケジュール及び評価結果の活用方法等について検討する。

(5) 地域公共交通計画（案）の作成

上記で検討した内容を踏まえ、次に記載された事項を盛り込んだ「地域公共交通計画」について検討し、計画案を作成する。

<地域公共交通計画案に盛り込むべき事項>

- ① 基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画の期間
- ⑦ その他、市が必要と認める事項

5 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時3回、完了時の計5回とする。

6 関係資料の貸与

発注者は、本業務の作業に必要と認められる関係資料及び関係図面を貸与するものとする。なお、関係資料は受注者が厳重に整理保管し、業務終了後直ちに返却するものとする。

7 成果品

本業務の成果は以下のとおりとし、成果品の著作権は全て発注者に帰属するものとする。受託者は、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。なお、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

(1) 報告書	1部
(2) 瀬戸市地域公共交計画(案)	30部
(3) 瀬戸市地域公共交通計画概要版	30部
(4) 上記電子データ	1式
(5) 打合せ記録簿	
(6) その他当該業務に付随する資料で、特に発注者から求めるもの	

8 疑義

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

瀬戸市地域公共交通計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市地域公共交通計画策定業務の契約候補者を選定するため、瀬戸市プロポーザル方式実施要綱(令和7年4月1日施行)第9条第4項の規定に基づき設置する瀬戸市地域公共交通計画策定業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 選定委員会の担任する事務については、次に掲げる事務とする。

- (1) 瀬戸市地域公共交通計画策定業務における契約候補者の評価及び審査並びに選定に関すること。
- (2) その他契約候補者の選定に関し、契約担当者が必要と認めること。

(委員)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長直轄組織防災安全課課長補佐
- (2) 経済文化企画補佐兼課長補佐
- (3) 健康福祉部企画補佐兼課長補佐
- (4) 都市整備部企画補佐兼課長補佐
- (5) 教育部企画補佐兼課長補佐

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、「委員の互選により選任する」

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、「あらかじめ委員長の指定する委員」がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 会長は、前条の規定にかかわらず、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聞き、又は賛否を問い、会議に代えることができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第7条 選定委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、瀬戸市地域公共交通計画策定業務に係る契約候補者の選定が行われたときに、その効力を失う。